

# Yotsukai DO!

性別にかかわらず、  
だれもが個人として尊重され、  
個性を発揮できる社会  
をめざして

第2次四街道市男女共同参画推進計画

(平成21年度～25年度)



平成21年3月  
四街道市

## 「男女共同参画」

このことばにあなたはどのようなイメージをお持ちですか…？

日頃から男女共同参画を意識している人、言葉は聞いたことがあるがほとんど意識したことがない人、などなどいろいろな人がいらっしゃると思います。

この「第2次四街道市男女共同参画推進計画」のページを開いていただいたあなた！

これから四街道市が、男女共同参画に関してどういう目標を持って、何をしようとしているのか、ぜひ興味を持っていただきたいと思います。

そして、なにかひとつ、男女共同参画の視点をもって、新たに行動してみてください。

男女共同参画は、市が何かをしていくだけでは進みません。市民の皆さん一人ひとりに意識していただくことが大切だからです。

みんなのYotsukai DO!がまちをかえていきます。

## Yotsukai DO!

「四街道市」と「DO」を掛け合わせた造語で、よりよい四街道市の実現のために、市民・民間事業者・市役所等が共に協力し、「行動しよう！」「やろう！」をいう願いがこめられています。

## 目 次

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	-----	1
2 計画の特徴	-----	1
3 計画の期間	-----	1
4 体系図	-----	2
5 文中の表記について	-----	4

### 第2章 計画の内容

課題1. 男女共同参画社会の形成のための理解の促進	-----	5
施策の方向(1) 男女共同参画の市民理解の促進	-----	8
施策の方向(2) 職場における男女共同参画の理解の促進	-----	10
施策の方向(3) 男女平等教育・学習の推進	-----	12
課題2. 可能性・個性を発揮できる環境整備の促進	-----	14
施策の方向(1) 市政への女性の参画の促進	-----	17
施策の方向(2) 職場における女性の参画の促進	-----	19
施策の方向(3) 地域活動における女性の参画の促進	-----	21
施策の方向(4) 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進	-----	22
施策の方向(5) 女性の社会的チャレンジの支援	-----	24
課題3. 家庭生活と社会生活の調和の促進	-----	25
施策の方向(1) 家庭生活と社会生活の両立支援	-----	29
施策の方向(2) 家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進	-----	32
施策の方向(3) 男性の家庭・地域での活動の支援	-----	33
課題4. 人権が守られる社会の形成	-----	34
施策の方向(1) 女性に被害が多い暴力の防止と被害者支援のための相談・学習 機会・情報の提供等	-----	36
施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った健康の確保と福祉の増進	-----	39
課題5. 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化	-----	41
施策の方向(1) 施策の推進体制の強化	-----	42
施策の方向(2) 計画の成果を上げる進行管理	-----	44
施策の方向(3) 国・県・他市町村との連携	-----	45
施策の方向(4) 市民との協働	-----	46

# 第1章 計画の概要

---



# 1 計画策定の趣旨

第2次四街道市男女共同参画推進計画（以下「男女共同参画推進計画」という）は、平成21年～25年度までを計画期間として、めざす社会のすがたと現状の課題を明らかにして施策の方向を定めたものです。

この計画は、四街道市基本計画に掲げる「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」に向けて総合的・計画的に施策の展開を図っていくことを目標としています。

めざす社会のすがた：

「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」

# 2 計画の特徴

- 成果を重視した計画の進行管理を図るため、実施する施策について成果指標と目標値・目標状態を定め、達成状況についての評価を行うこととしています。
- 市民公募委員、教職員、各種団体代表者などで構成された四街道市男女共同参画推進協議会（以下「男女共同参画推進協議会」という）との協働によって策定しています。
- 男女共同参画市民意識調査（平成19年度実施）による実状の把握とパブリックコメント（平成21年1月実施）による市民の意見を踏まえて策定しています。
- 具体的な課題を提示し、その解決のため、具体的に何を行っていくのか、できるだけ簡潔にわかりやすく表現しています。

# 3 計画の期間

平成21年度～平成25年度までの5年間とします。

**性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会**



# 4 体系図

## めざす社会のすがた 性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会

課題	施策の方向	基本的施策
1. 男女共同参画社会の形成のための理解の促進 5P~	(1)男女共同参画の市民理解の促進 8P~	①市民への男女共同参画に関する学習機会の提供 ②市民との男女共同参画に関する情報交流 ③男女共同参画に関する市民の交流の促進
	(2)職場における男女共同参画の理解の促進 10P~	①男女共同参画に関する市職員・教員研修の強化 ②男女共同参画に関する事業所への働きかけ
	(3)男女平等教育・学習の推進 12P~	①性別にかかわらず可能性・個性を伸ばす教育・学習の推進 ②男女平等の視点に立った教育・学習の推進 ③性に関する教育・学習の推進
2. 可能性・個性を発揮できる環境整備の促進 14P~	(1)市政への女性の参画の促進 17P~	①市女性職員の能力発揮と登用の促進 ②審議会等への女性委員の登用の促進
	(2)職場における女性の参画の促進 19P~	①女性従業員の能力発揮と登用の促進 ②事業所への雇用労働に係る男女平等推進に関する働きかけ ③自営業者・農業者における男女平等推進に関する働きかけ
	(3)地域活動における女性の参画の促進 21P~	①地域活動団体への男女共同参画社会の形成に関する働きかけ
	(4)男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進 22P~	①防犯・防災における男女共同参画推進 ②外国人との共生における男女平等の確保
	(5)女性の社会的チャレンジの支援 24P~	①女性の社会的チャレンジを支援する相談・学習機会・情報の提供等
3. 家庭生活と社会生活の調和の促進 25P~	(1)家庭生活と社会生活の両立支援 29P~	①子育て・介護等と社会での活動の両立支援の取り組み
	(2)家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進 32P~	①家庭と就労の両立調和に関する事業所への働きかけ
	(3)男性の家庭・地域での活動の支援 33P~	①男性への生活技術・子育て・介護等に関する相談・学習機会・情報の提供等
4. 人権が守られる社会の形成 34P~	(1)女性に被害が多い暴力の防止と被害者支援のための相談・学習機会・情報の提供等 36P~	①ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者支援のための相談の充実 ②セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者支援のための相談の充実
	(2)男女共同参画の視点に立った健康の確保と福祉の増進 39P~	①性差に配慮した健康の維持増進の取り組み ②性に配慮した高齢者・障害者福祉
5. 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化 41P~	(1)施策の推進体制の強化 42P~	①庁内における男女共同参画推進機能の強化 ②男女共同参画推進協議会との協働の強化
	(2)計画の成果を上げる進行管理 44P~	①男女共同参画推進計画の成果を上げる進行管理の実施
	(3)国・県・他市町村との連携 45P~	①男女共同参画社会の形成のための国・県・他市町村との連携
	(4)市民との協働 46P~	①男女共同参画社会の形成のための市民との協働活動の推進

■事業名は抜粋して記載。詳細は第2章各ページを参照。

## 主な事業

【2事業(No.1～2)】 No.1男女共同参画に関する講座・研修の開催 No.2男女共同参画に関する出前講座の実施

【5事業(No.3～7)】 No.3市政だより、ホームページなどの活用 No.4男女共同参画に関する情報紙の発行

【2事業(No.8～9)】 No.8男女共同参画に関するイベント等の開催 No.9男女共同参画に関するイベント等開催についての配布物の提供

【4事業(No.10～13)】 No.10職員研修の実施 No.11教員研修の実施

【2事業(No.14～15)】 No.14男女共同参画に関する事業所への普及・啓発 No.15男女共同参画に関する事業所の研修等への支援

【3事業(No.16～18)】 No.16可能性・個性を伸ばす進路指導の実施 No.17可能性・個性を伸ばす職場体験学習の実施

【4事業(No.19～22)】 No.19保育所等における男女平等な保育の推進 No.20男女平等の視点に立った人権尊重教育の推進

【3事業(No.23～25)】 No.23学校等における性教育の充実 No.24性に関する正しい理解の推進

【2事業(No.26～27)】 No.26能力向上、意識向上のための各種研修への女性職員の参加促進 No.27女性管理職の育成・登用

【4事業(No.28～31)】 No.28審議会等への女性委員の登用の促進 No.29人材情報の活用

【1事業(No.32)】 No.32事業所等における女性管理職登用の働きかけ

【3事業(No.33～35)】 No.33男女雇用機会均等法等の普及・啓発 No.34パートタイム労働法・労働者派遣法の周知

【3事業(No.36～38)】 No.36自営業者における男女の経営参画の啓発 No.37農業における家族経営協定の締結促進

【5事業(No.39～43)】 No.39自治会活動における男女共同参画意識の啓発

【5事業(No.44～48)】 No.44防犯灯・街路灯の増設 No.45防犯パトロールの強化

【2事業(No.49～50)】 No.49国際交流等での男女平等意識の促進 No.50学校における国際理解教育の促進

【3事業(No.51～53)】 No.51チャレンジ・再チャレンジ支援講座の実施 No.52就職・再就職に関する情報の提供

【16事業(No.54～69)】 No.54保育所の充実 No.55男女が参加できる地域開放の充実

【5事業(No.70～74)】 No.70事業所への家庭と就労の両立の普及・啓発 No.71男女共同参画表彰制度の周知

【5事業(No.75～79)】 No.75男性の家庭参画を促す講座等の実施 No.76ぶれママルーム、パパママスクールの開催

【6事業(No.80～85)】 No.80児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会の開催

【3事業(No.86～88)】 No.86セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の推進

【6事業(No.89～94)】 No.89健康教育、健康相談の充実 No.90健診に対する情報提供及び受けやすい健診体制の整備

【1事業(No.95)】 No.95同性介助の調査、研究

【3事業(No.96～98)】 No.96男女共同参画推進本部の充実 No.97男女共同参画推進本部会等での研修等の実施

【2事業(No.99～100)】 No.99男女共同参画推進協議会の充実 No.100男女共同参画推進協議会での情報交流の実施

【6事業(No.101～106)】 No.101男女共同参画推進計画の進行管理の実施

【3事業(No.107～109)】 No.107国・県との連携 No.108国・県への働きかけ No.109他市町村との連携

【2事業(No.110～111)】 No.110男女共同参画推進計画に関する市民意見の導入の推進



## 5 文中の表記について

### (1) 「男女共同参画」と「男女平等」の使い分けについて

両用語の理念は同じであるが、本計画においては、男女共同参画社会基本法に基づき、基本的に「男女共同参画」という用語を使用する。ただし、性別にかかわらず人権が等しく尊重されることを強調する箇所では「男女平等」という用語を使用する。

### (2) 事業の区分について

基本的施策の展開として実施する事業は、次の2つに区分している。

主目的事業：男女共同参画推進を主目的とする事業

関連事業：男女共同参画推進が主目的ではないが、男女共同参画推進と関連がある事業

### (3) グラフ中の表記について

- ・ %（パーセンテージ・百分率）表記の際は原則として、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記している。そのため、%の合計が100.0%にならない場合もある。
- ・ SA：単数回答（1人の回答者が1つだけ回答する設問）
- ・ MA：複数回答（1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい設問）  
回答者総数を母数とし%を算出しているため、%の合計が100.0%にならない場合もある。
- ・ n：算出の分母（回答者総数）

## 第2章 計画の内容

---





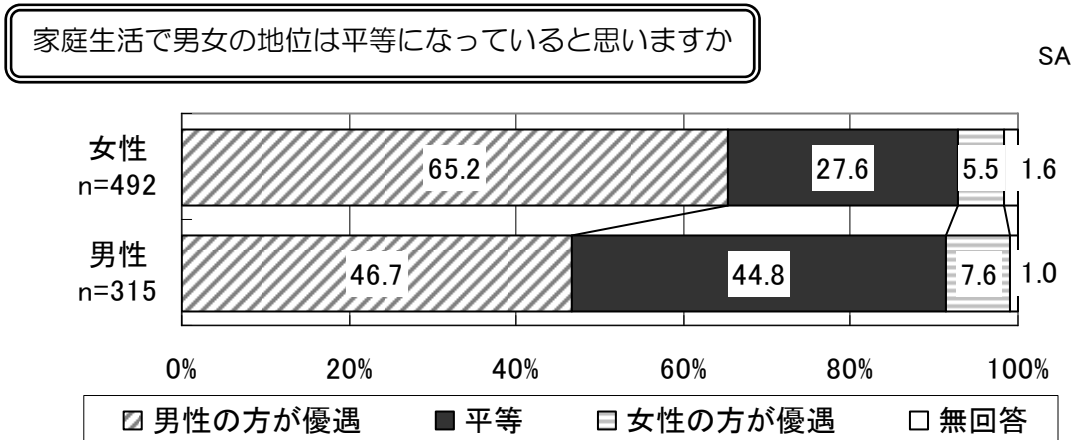
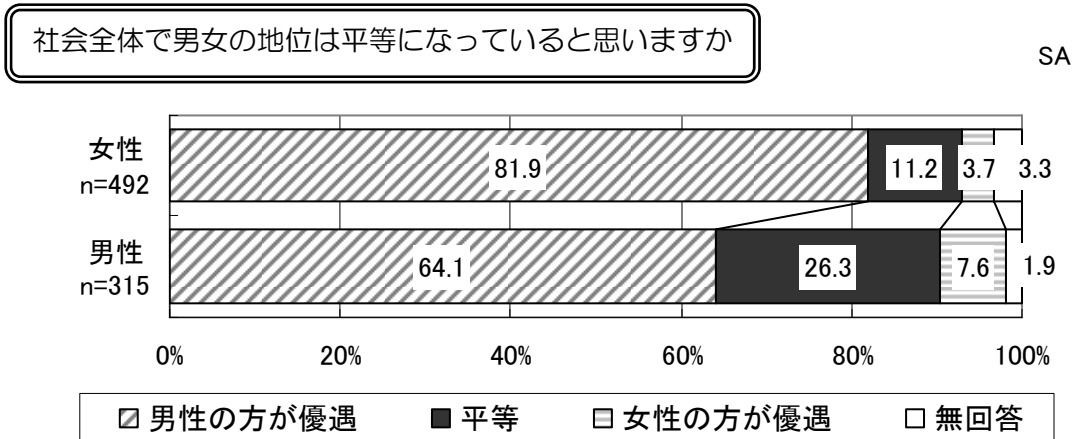
## 課題 1. 男女共同参画社会の形成のための理解の促進

男女共同参画社会（※7 ページ参照）の形成のため、「男女共同参画社会基本法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という）」など法的な整備は行われており、男女平等に向けての条件的な整備は進んでいます。

しかし、社会生活の様々な場面における男女の地位はいまだ平等でないこともあり、男性が優遇されていると考えている人が多い状況です。

そこで、情報や学習・交流機会の提供を通じて、男女共同参画社会の形成への気運を高めていきます。

### —男女の地位の平等感—



※男性の方が優遇＝男性の方が非常に優遇されている＋どちらかといえば男性の方が優遇されている  
 ※女性の方が優遇＝女性の方が非常に優遇されている＋どちらかといえば女性の方が優遇されている

■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成 19 年度）

1. 男女共同参画社会の形成のための理解の促進

(1)男女共同参画の市民理解の促進

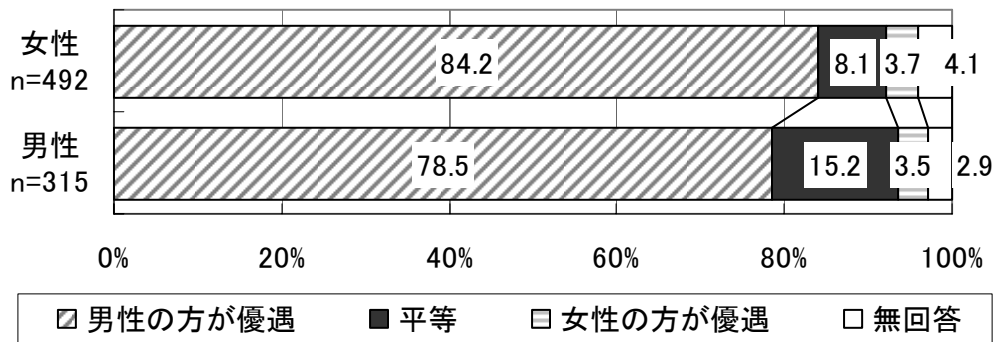
(2)職場における男女共同参画の理解の促進

(3)男女平等教育・学習の推進

—男女の地位の平等感—

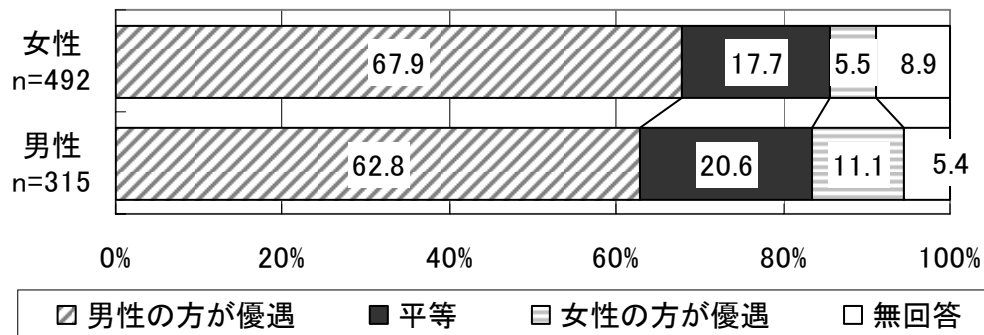
社会通念・慣習・しきたりにおける男女の地位は平等になっていると思いますか

SA



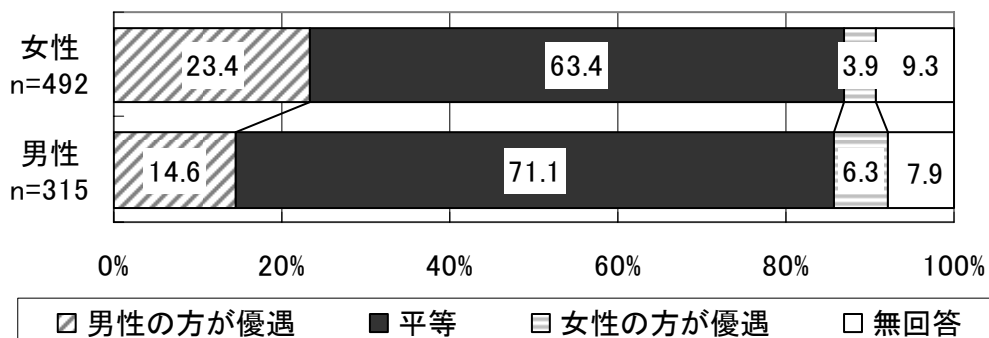
職場で男女の地位は平等になっていると思いますか

SA



学校教育の場で男女の地位は平等になっていると思いますか

SA



※男性の方が優遇＝男性の方が非常に優遇されている＋どちらかといえば男性の方が優遇されている  
 ※女性の方が優遇＝女性の方が非常に優遇されている＋どちらかといえば女性の方が優遇されている

■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成19年度）

1. 男女共同参画社会の形成のための理解の促進

(1)男女共同参画の市民理解の促進

(2)職場における男女共同参画の理解の促進

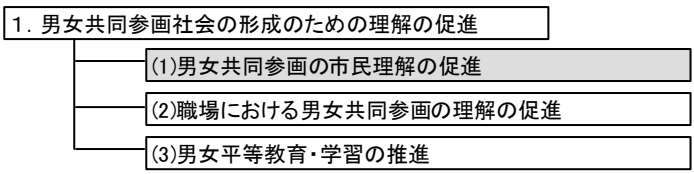
(3)男女平等教育・学習の推進

❁ 指標と目標値

No	成果指標	基準値	目標値・目標状態 (平成25年)
a	社会全体の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性:11.2% 男性:26.3% H19年度男女共同参画 市民意識調査	女性:17.0% 男性:28.0% 調査ごとに増加する
b	家庭生活の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性:27.6% 男性:44.8% H19年度男女共同参画 市民意識調査	女性:37.0% 男性:53.0% 調査ごとに増加する
c	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると思う人の割合	女性:8.1% 男性:15.2% H19年度男女共同参画 市民意識調査	数値目標の設定の促進 に努める
d	職場の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性:17.7% 男性:20.6% H19年度男女共同参画 市民意識調査	女性:20.0% 男性:32.0% 調査ごとに増加する
e-1	男女共同参画に関する職員・教員研修の参加者数		参加者数が増加する
e-2	男女共同参画に関する職員・教員研修の研修目的の達成度 (研修終了後の簡易な参加者対象調査による)		研修の目的に沿った評価をした人の割合が年々増加する
f	学校教育の場で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性:63.4% 男性:71.1% H19年度男女共同参画 市民意識調査	女性:65.0% 男性:73.0% 調査ごとに増加する

※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。(内閣府 男女共同参画関連用語集より)



## 施策の方向 (1) 男女共同参画の市民理解の促進

男女共同参画社会を形成していくためには、市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担意識（※1）の解消や、性別間の社会的平等について正しく理解することが大切です。

そこで男女共同参画について、学習機会の提供、情報の提供、市民交流の場の提供などを通じて、市民に広く周知を図っていきます。

### 基本的施策 ①市民への男女共同参画に関する学習機会の提供

男女共同参画に関する講座や研修などの学習機会の場の提供に力を入れ、市民理解を促進します。

#### 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
1	男女共同参画に関する講座・研修の開催	男女共同参画に関するだれもが参加しやすい講座や研修を開催します。	政策推進課	主目的事業
2	男女共同参画に関する出前講座（※2）の実施	市民からの依頼による出前講座を実施します。	政策推進課	主目的事業

#### ※1 固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。（例：男は仕事・女は家庭など）（内閣府 男女共同参画関連用語集より抜粋）

#### ※2 出前講座（＝生涯学習まちづくり出前講座）


四街道市で実施している市民団体などが主催する集会などに市職員が講師として出向き、市の事業や政策などについて行う講座や実習のことです。

1. 男女共同参画社会の形成のための理解の促進


(1)男女共同参画の市民理解の促進

(2)職場における男女共同参画の理解の促進

(3)男女平等教育・学習の推進

 基本的施策 ②市民との男女共同参画に関する情報交流


男女共同参画に関する情報と市民を双方向につなぎます。

 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
3	市政だより、ホームページなどの活用	男女共同参画に関する施策等について、市政だより、ホームページに掲載するとともに感想、意見の収集に努めます。	政策推進課	主目的事業
4	男女共同参画に関する情報紙の発行	市民との協働により情報紙を発行します。	政策推進課	主目的事業
5	男女共同参画に関するパンフレット等の発行	男女共同参画に関するパンフレット等を配布します。	政策推進課	主目的事業
6	ビデオテープやDVD等のメディアの整備・活用	男女共同参画に関するビデオテープやDVD等の整備と活用を図ります。	政策推進課	主目的事業
7	男女共同参画関係図書の整備	男女共同参画に関する図書を継続して整備していきます。	図書館 政策推進課	主目的事業

 基本的施策 ③男女共同参画に関する市民の交流の促進

男女共同参画社会に向けた広がりのある変化が地域社会に生まれ、市民誰もがより元気になれるよう、男女共同参画に関する市民の活動が出会い相互につながる交流機会をつくっていきます。


 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
8	男女共同参画に関するイベント等の開催	男女共同参画に関するイベント等を開催します。	政策推進課	主目的事業
9	男女共同参画に関するイベント等開催についての配布物の提供	イベント等のチラシやパンフレットを公共施設内や公共機関等に広く設置し、交流しやすい情報提供を行います。	政策推進課	主目的事業




1. 男女共同参画社会の形成のための理解の促進


- (1)男女共同参画の市民理解の促進
- (2)職場における男女共同参画の理解の促進
- (3)男女平等教育・学習の推進

 施策の方向 (2) 職場における男女共同参画の理解の促進

職場における男女共同参画が進むよう、市職員、市立小中学校教員をはじめ、市内事業所に男女共同参画社会に関する学習機会や情報を提供していきます。

 基本的施策 ①男女共同参画に関する市職員・教員研修の強化

行政及び子どもたちの教育に携わる市職員・教員に対し、男女共同参画社会の理解と具体的取り組みを促進するための研修と情報提供を行います。

 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
10	職員研修の実施	市職員(管理職を含む)を対象に男女共同参画に関する研修等を実施します。	行政管理課 政策推進課	主目的事業
11	教員研修の実施	市内小中学校教員を対象に男女共同参画に関する研修等を実施します。	学校教育課	主目的事業
12	男女共同参画についての職員への啓発	市職員に対し、庁内LAN等を通じ、男女共同参画に関する情報を発信し、啓発を行います。	政策推進課	主目的事業
13	男女共同参画についての教員への啓発	市内小中学校教員に対し、男女共同参画に関する情報を発信し、啓発を行います。	学校教育課	主目的事業

1. 男女共同参画社会の形成のための理解の促進


(1)男女共同参画の市民理解の促進

(2)職場における男女共同参画の理解の促進

(3)男女平等教育・学習の推進

 基本的施策 ②男女共同参画に関する事業所への働きかけ

市内事業所における、男女共同参画社会の理解と具体的取り組みが促進されるよう、研修の支援と情報提供を行います。

 具体的事業


No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
14	男女共同参画に関する事業所への普及・啓発	リーフレット等を配布し、事業所への普及・啓発を図ります。	産業振興課	主目的事業
15	男女共同参画に関する事業所の研修等への支援	事業所が男女共同参画に関する研修等を実施する際の協力・支援等を検討します。	産業振興課	主目的事業

1. 男女共同参画社会の形成のための理解の促進

(1)男女共同参画の市民理解の促進


(2)職場における男女共同参画の理解の促進

(3)男女平等教育・学習の推進


 施策の方向 (3) 男女平等教育・学習の推進

男女平等の意識は、幼い頃からの教育・学習と深いかかわりを持っています。就学前の男女平等保育や、学校教育での性別にかかわらず個性を尊重した教育の推進など、男女平等の視点に立って総合的に学校運営を行う必要があります。

また、学校と地域で、互いの人権を尊重しあえるような性に関する教育・学習を推進していきます。

 基本的施策 ①性別にかかわらず可能性・個性を伸ばす教育・学習の推進

教育の場において、性別にかかわらず可能性、個性を尊重した教育を行うとともに、身体のおしよりの違いによる性差に配慮した取り組みを除き、子どもたちを性別で区別しないことを徹底していきます。

 具体的事業


No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
16	可能性・個性を伸ばす進路指導の実施	進路指導を行う上で、男女平等の視点に配慮し、個性に応じた相談、指導を行います。	学校教育課	関連事業
17	可能性・個性を伸ばす職場体験学習の実施	職場体験を行う上で、男女平等の視点に配慮し、個性に応じた職場体験学習を可能にします。	学校教育課	関連事業
18	教員の職務分担における固定化された性別役割分担の解消	性別にかかわらず、適材適所、能力開発の視点により教員の職務分担を行います。	学校教育課	関連事業

1. 男女共同参画社会の形成のための理解の促進


(1)男女共同参画の市民理解の促進

(2)職場における男女共同参画の理解の促進


(3)男女平等教育・学習の推進

 基本的施策 ②男女平等の視点に立った教育・学習の推進


保育所、学校で、男女平等の意識づくりに配慮した教育を行うとともに、家庭や地域との協力体制の確立に努めます。

 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
19	保育所等における男女平等な保育の推進	不要に男女を区別することがないように保育を行います。	児童家庭課	関連事業
20	男女平等の視点に立った人権尊重教育の推進	人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。	学校教育課	関連事業
21	学校における男女混合名簿の推進	男女平等の視点から、学校において男女別に分けない名簿を使用します。	学校教育課	関連事業
22	だれもが参加しやすい保護者参観等の実施	男女平等の視点から、保護者参観等について、仕事や性別にかかわらず参加しやすくなるよう、日程や内容等に配慮した取り組みを行います。	学校教育課	関連事業

 基本的施策 ③性に関する教育・学習の推進

成長段階に応じて、人権の重要な要素である性を正しく理解し尊重できるよう、必要な知識の普及や意識の醸成を図ります。

 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
23	学校等における性教育の充実	児童生徒が対等の立場で互いの人権を尊重しあう関係を育てる学習を実施します。	学校教育課	関連事業
24	性に関する正しい理解の推進	エイズ・性感染症をはじめとする性に関する情報の提供を行います。	健康増進課	関連事業
25	思春期保健事業の推進	思春期の中高生を対象として、性に関する正しい知識と理解を深める啓発事業等を開催します。	健康増進課	関連事業



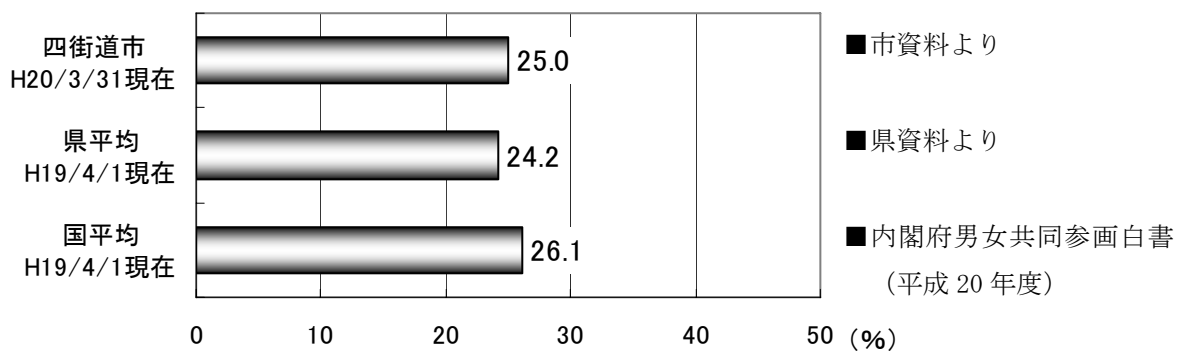
## 課題 2. 可能性・個性を發揮できる環境整備の促進

男女共同参画社会を形成していくうえで、性別にかかわらず誰もが可能性を開発し、個性を發揮する機会が得られる環境を整え、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画することが重要です。

特に責任ある立場に就く人の割合は男性に大きく偏っており、政策・方針や意思決定の場への女性の参画を促す意識や環境はいまだ十分ではありません。

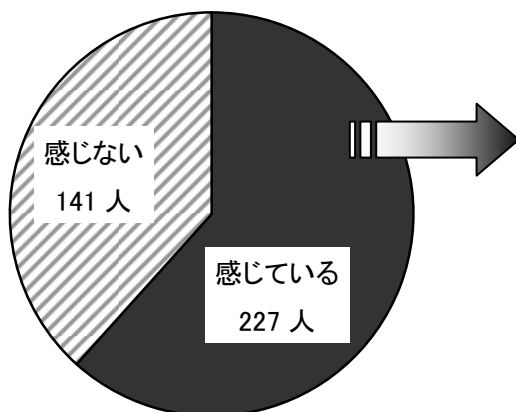
市政への女性の参画を促進するとともに、事業所をはじめ自営業、農業や地域活動に対する女性の参画を促す働きかけを行うなど、あらゆる場面で男女が対等に活躍できる環境づくりを進めていきます。

### 審議会等に占める女性の割合



### 職場で性別による格差を感じますか

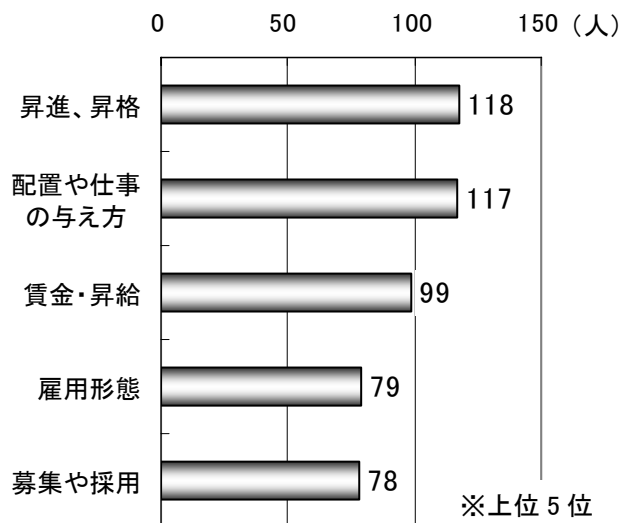
SA n=368



※「就労している方のみ」に訪ねた設問。  
無回答は「就労していない方」とみなしているため母数に含んでいない。  
823(総数)-455(無回答)=368(n(母数))

### 感じる格差の内容

MA n=227



■四街道市男女共同参画市民意識調査 (平成 19 年度)

2. 可能性・個性を発揮できる環境整備の促進

(1) 市政への女性の参画の促進

(2) 職場における女性の参画の促進

(3) 地域活動における女性の参画の促進

(4) 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進

(5) 女性の社会的チャレンジの支援

✿ 推移確認データ（年次）

委員会、団体等委員の男女比率推移を毎年把握していきます。その実態から、社会のあらゆる分野で女性、男性がともに対等な立場で参画していけるよう、働きかけを行います。

■平成 19 年度末現在、各委員会、団体等委員男女比率

No	名称	総委員数	女性委員数	女性委員の割合 (%)	
1	教育委員	5人	1人	20.0%	
2	選挙管理委員	4人	1人	25.0%	
3	農業委員	20人	0人	0.0%	
4	小学校 校長・教頭・主任	校長	12人	0人	0.0%
		教頭	12人	1人	8.3%
		教務主任	12人	0人	0.0%
		研究主任	12人	9人	75.0%
5	中学校 校長・教頭・主任	校長	5人	0人	0.0%
		教頭	5人	0人	0.0%
		教務主任	5人	0人	0.0%
		研究主任	5人	1人	20.0%
6	自治会長	会長 79人	2人	2.5%	
7	シニアクラブ会長	会長 57人	3人	5.3%	
8	子ども会育成会	会長 42人	40人	95.2%	
9	PTA役員	会長 17人	7人	41.2%	
		副会長 49人	35人	71.4%	

2. 可能性・個性を發揮できる環境整備の促進
(1)市政への女性の参画の促進
(2)職場における女性の参画の促進
(3)地域活動における女性の参画の促進
(4)男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進
(5)女性の社会的チャレンジの支援

## ☀ 指標と目標値

No	成果指標	基準値	目標値・目標状態 (平成25年)
a	市管理職に占める女性の割合／市職員に占める女性の割合	課長級以上0.2(※1) H19年度末現在	0.36 「1」に近づく方向で変化 する
b-1	審議会等委員に占める女性の割合	25.0% H19年度末現在	30.0% 年々増加する
b-2	女性委員ゼロの審議会等の割合	16.0% H19年度末現在	年々減少し、ゼロに近づ ける
c	家族経営協定(※2)締結農家数	12戸 H19年度末現在	年々増加する (年1戸以上増加する)
d	防犯環境が「よい」と回答した人の女性の割合	23.2% H18年市民意識調査	調査ごとに増加する
e	女性の社会的チャレンジ支援の講座の実施回数	0回 H19年度	1回以上実施する

### ※1 市管理職に占める女性の割合／市職員に占める女性の割合

市管理職に占める女性の割合が、市職員に占める女性の割合(平成19年度末は25%)と同じになったとき=「1」となります。

$$\left( \begin{array}{l} \text{女性で課長職以上の職員数5人} / \text{課長職以上の職員数95人} = 5\% \\ \text{女性職員数160人} / \text{職員数631人} = 25\% \\ 5\%/25\% = 0.2 \end{array} \right)$$

### ※2 家族経営協定

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。(農林水産省ホームページより抜粋)

## 2. 可能性・個性を発揮できる環境整備の促進

(1) 市政への女性の参画の促進

(2) 職場における女性の参画の促進

(3) 地域活動における女性の参画の促進

(4) 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進

(5) 女性の社会的チャレンジの支援

## 施策の方向 (1) 市政への女性の参画の促進

市の政策・方針の決定・実施上の責任は、性別にかかわらず、それを担うにふさわしい能力・実績をもつ者が担うべきです。

市の女性管理職や審議会等の女性委員の積極的な登用を進めるとともに、参画を促すための研修や環境づくりを進めます。

### 基本的施策 ①市女性職員の能力発揮と登用の促進

行政能力の開発発揮機会の均等な確保をはじめ、市女性職員が管理職として責任ある立場につくことに積極的に取り組んでいきます。


#### 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
26	能力向上、意識向上のための各種研修への女性職員の参加促進	各種研修への女性職員の参加を促進し、行政能力の向上に努めます。	行政管理課	関連事業
27	女性管理職の育成・登用	女性管理職職員の育成・登用の推進に努めます。	行政管理課	主目的事業




2. 可能性・個性を発揮できる環境整備の促進

- (1) 市政への女性の参画の促進
- (2) 職場における女性の参画の促進
- (3) 地域活動における女性の参画の促進
- (4) 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進
- (5) 女性の社会的チャレンジの支援

 基本的施策 ② 審議会等への女性委員の登用の促進

男女共同参画社会の実現に向け、女性の政策・方針決定の場への参画を進める一環として、審議会等への女性委員の登用を進めるとともに、登用の環境を整えていきます。

 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
28	審議会等への女性委員の登用の促進	各種審議会等委員の女性の積極的な登用を推進します。	行政管理課 政策推進課	主目的事業
29	人材情報の活用	各種の人材情報を整備し、審議会等の女性委員委嘱の際に活用します。	行政管理課	関連事業
30	出席しやすい審議会等の開催	性別や家事・仕事にかかわらず、審議会等への出席をしやすくするため、曜日や時間、場所等に配慮した開催に努めます。	行政管理課	関連事業
31	審議会等への傍聴の促進	審議会等への理解を深め、広く知識を習得するため、審議会等への傍聴を促進します。	総務課	関連事業

## 2. 可能性・個性を発揮できる環境整備の促進

(1) 市政への女性の参画の促進

(2) 職場における女性の参画の促進

(3) 地域活動における女性の参画の促進

(4) 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進

(5) 女性の社会的チャレンジの支援

## 施策の方向 (2) 職場における女性の参画の促進

職場における女性の立場や環境は、「男女雇用機会均等法」等の施行により徐々に改善されてきていますが、昇進・昇格の機会や仕事の内容等、今なお男性が優遇されていると感じている人が多いのが現状です。

そこで、職場で男女が対等に活躍でき、働く意欲と能力を十分に発揮することができるよう、男女平等や女性の参画の促進を働きかけます。

### 基本的施策 ① 女性従業員の能力発揮と登用の促進


市内の事業所において、能力ある女性が管理職として責任ある立場に就くことについて積極的に働きかけを行います。

#### 具体的事業


No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
32	事業所等における女性管理職登用の働きかけ	性別にかかわらず優秀な人材を登用できる環境づくりについて、事業所等へPRします。	産業振興課	主目的事業

2. 可能性・個性を発揮できる環境整備の促進


- (1) 市政への女性の参画の促進
- (2) 職場における女性の参画の促進
- (3) 地域活動における女性の参画の促進
- (4) 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進
- (5) 女性の社会的チャレンジの支援

 **基本的施策 ②事業所への雇用労働に係る男女平等推進に関する働きかけ**

事業所に対し、男女雇用機会均等法の雇用労働に係る情報を提供し、働く場での男女平等を促進します。また、男女平等の環境整備を図る事業所の支援を行います。


 **具体的事業**

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
33	男女雇用機会均等法等の普及・啓発	リーフレット等を配布し、事業所等への普及・啓発を図ります。	産業振興課	主目的事業
34	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知	リーフレット等を配布し、事業所等への周知を図ります。	産業振興課	関連事業
35	男女平等推進企業に対する競争入札参加資格格付の実施	入札参加資格業者の格付について、男女平等を推進する企業の評価を行います。	管財契約課	主目的事業

 **基本的施策 ③自営業者・農業者における男女平等推進に関する働きかけ**

自営業・農業は、就業条件等が不明確なまま家族で従事することが少なくなく、女性の経営への参画は進んでいないのが現状です。

自営業・農業において、女性の働きの適正な評価と男女共同参画が促進されるよう環境を整備していきます。

 **具体的事業**

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
36	自営業者における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本とした自営業において、男女が対等に経営参画するための意識啓発に取り組みます。	産業振興課	主目的事業
37	農業における家族経営協定の締結促進	家族経営を基本とした農業において、家族の就業条件を明確化する家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課	関連事業
38	農業経営等に関する方針決定等への女性の参画の働きかけ	農業経営等において女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。	産業振興課	主目的事業

2. 可能性・個性を発揮できる環境整備の促進

(1) 市政への女性の参画の促進

(2) 職場における女性の参画の促進

(3) 地域活動における女性の参画の促進

(4) 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進

(5) 女性の社会的チャレンジの支援

## 施策の方向 (3) 地域活動における女性の参画の促進

地域活動には、性別による参加分野の偏りや、女性が実質的に運営を担っている団体でも会長などの役職には男性が就くことが多いなど、運営上の役割の偏りが見られます。

男女がともに地域活動への参加・参画を通じて自己実現をはかっていける環境が整えられていくよう働きかけます。

### 基本的施策 ① 地域活動団体への男女共同参画社会の形成に関する働きかけ

地域活動における男女の参画の偏りや運営上の役割の偏りが解消されるよう働きかけます。また、誰もが地域活動・市民活動に携わることができるよう環境の整備を進めます。

#### 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
39	自治会活動における男女共同参画意識の啓発	自治会活動における男女共同参画意識の浸透を図るためのPRを行うとともに、運営上の役割に性別の偏りが生じないような働きかけを行います。	自治防災課	関連事業
40	シニアクラブ等における男女共同参画意識の啓発	シニアクラブ等の高齢者の活動において、男女が共同参画できる環境や意識づくりへの働きかけを行います。	社会福祉課	関連事業
41	子ども会育成会活動における男女共同参画の促進	子ども会育成会活動における男女共同参画意識の浸透を図るためのPRを行うとともに、運営上の役割に性別の偏りが生じないような働きかけを行います。	社会教育課	関連事業
42	PTA活動における男女共同参画の促進	PTA活動における男女共同参画意識の浸透を図るためのPRを行うとともに、運営上の役割に性別の偏りが生じないような働きかけを行います。	社会教育課	関連事業
43	市民活動団体等の支援、情報提供	ボランティアやNPO等の市民活動団体や活動に携わりたい市民を育成し、だれもが活動しやすい環境を作っていくとともに、情報の提供等を推進します。	市民活動推進室	関連事業

## 2. 可能性・個性を發揮できる環境整備の促進

- (1) 市政への女性の参画の促進
- (2) 職場における女性の参画の促進
- (3) 地域活動における女性の参画の促進
- (4) 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進
- (5) 女性の社会的チャレンジの支援

## 施策の方向 (4) 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進

性別にかかわらず、可能性、個性を發揮できる地域社会をつくっていくため、防犯や防災に関する女性のニーズへの配慮が求められるようになりました。

また、これまで男性中心であった自主防犯組織・自主防災組織の活動への女性の参画を促す取り組みを進めます。

### 基本的施策 ①防犯・防災における男女共同参画推進

これまで女性の参画が少なかった防犯や防災の分野で、女性のニーズに配慮するとともに、自主防犯組織・自主防災組織への女性の参画を促すよう取り組んでいきます。

#### 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
44	防犯灯・街路灯の増設	防犯灯・街路灯を新增設し、だれもが、安心して外出できる環境づくりを推進します。	自治防災課	関連事業
45	防犯パトロールの強化	だれもが安心して暮らせるよう、自治会等と連携のもと、防犯パトロールの強化に取り組めます。	自治防災課	関連事業
46	女性の視点を盛り込んだ防災備蓄用品の整備	女性の視点から、防災備蓄用品の点検を行い、再整備を進めます。	自治防災課	関連事業
47	女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり	防災計画見直しの際、女性の視点を盛り込みます。	自治防災課	関連事業
48	消防団への女性団員の参加促進	男女共同参画の視点から女性の消防団員の参加を進めます。	消防本部 総務課	関連事業

2. 可能性・個性を発揮できる環境整備の促進


(1) 市政への女性の参画の促進

(2) 職場における女性の参画の促進


(3) 地域活動における女性の参画の促進

(4) 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進

(5) 女性の社会的チャレンジの支援

 基本的施策 ②外国人との共生における男女平等の確保

外国人との交流により異文化や違った価値観を理解するとともに、男女平等に関する国際感覚を醸成し、国際的な視野に立って男女共同参画を進めていきます。

 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
49	国際交流等での男女平等意識の促進	姉妹都市交流を中心として、異文化を理解し、互いを尊重しあう国際感覚の醸成を促進します。	秘書広報課	関連事業
50	学校における国際理解教育の促進	英語指導助手(ALT)との連携のもと、国際理解教育を行い、互いを尊重しあう国際感覚の醸成を促進します。	学校教育課	関連事業

## 2. 可能性・個性を発揮できる環境整備の促進

- (1) 市政への女性の参画の促進
- (2) 職場における女性の参画の促進
- (3) 地域活動における女性の参画の促進
- (4) 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進
- (5) 女性の社会的チャレンジの支援

### 施策の方向 (5) 女性の社会的チャレンジの支援

仕事を退職して子育てに専念した女性や、何らかの事情で離職した女性の再就職にあたっては、仕事から離れていたことによる不安感や自信喪失を解消すべく資格を取得したり技術や技能を身につけたりするための講座等の開催や、就職・再就職に関する総合的な情報提供等の支援が必要です。

こうした働きたい女性の個々の状況に応じた就労が実現できるよう支援を行います。

#### 基本的施策 ①女性の社会的チャレンジを支援する相談・学習機会 ・情報の提供等

就職・再就職に関する講座の開催や情報の提供等を通して、女性の就労支援の充実を図ります。

#### 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
51	チャレンジ・再チャレンジ支援講座の実施	就職・再就職活動を目指す女性を対象に、支援講座等を開催します。	政策推進課 児童家庭課 産業振興課	主目的事業
52	就職・再就職に関する情報の提供	四街道就労支援システムを通じて、就職・再就職を目指す女性に情報提供を行います。	産業振興課	関連事業
53	職業能力・技術を習得する学習情報の提供	リーフレット等の窓口への備え付けや市広報を通じたPRを図ります。	産業振興課	関連事業

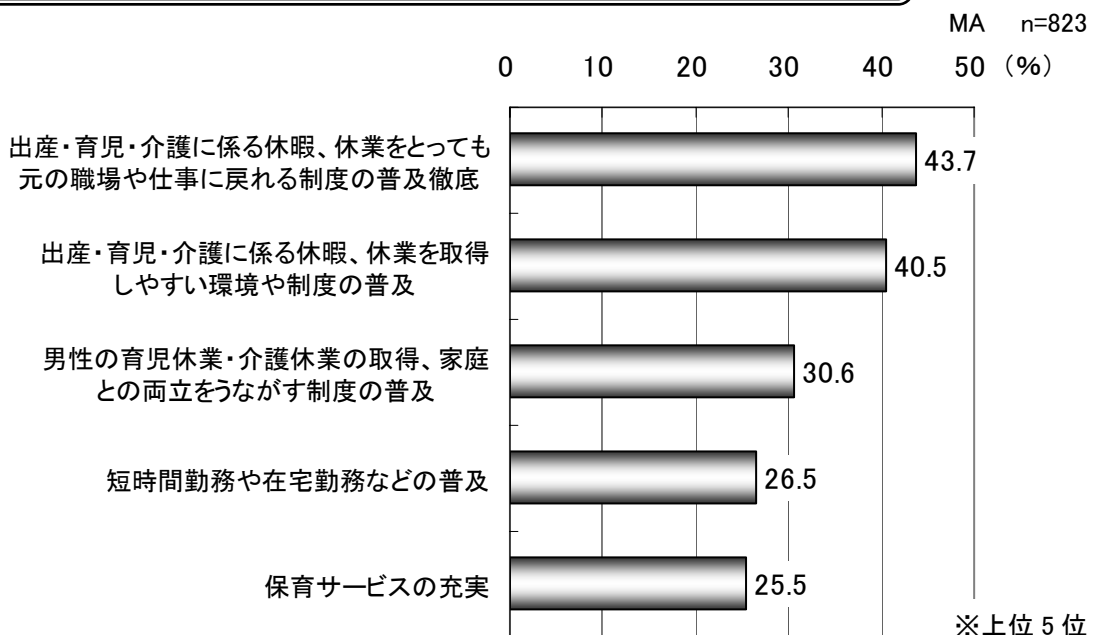


### 課題 3. 家庭生活と社会生活の調和の促進

性別にかかわらず誰にとっても、個性と状況とライフステージに応じたバランスで家庭生活と仕事等社会生活に関われることは、快適な暮らしと能力の十分な発揮を可能にする条件と言えます。しかし、家庭生活と社会生活への関わり方には性別による偏りが見られ、女性は仕事等社会生活、男性は家庭や地域での生活に、十分な活動機会・能力開発発揮機会が得られにくい現実がありました。そのもとには、性別によって人の行動やあり方を分ける性別役割分担の慣習があったと言えます。

固定的な性別役割分担の慣習が流動化し、性別にかかわらず誰もが自ら希望する生き方を選択でき、家庭生活と社会生活の両立・調和を図っていくことができるよう環境を整えます。

#### 職業生活と家庭生活や地域活動を両立させるために必要な取組みは何ですか



■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成 19 年度）

#### ■ワーク・ライフ・バランス(WLB)(=仕事と生活の調和)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章より)

ここでは、「家庭生活と社会生活の調和」と表現しています。



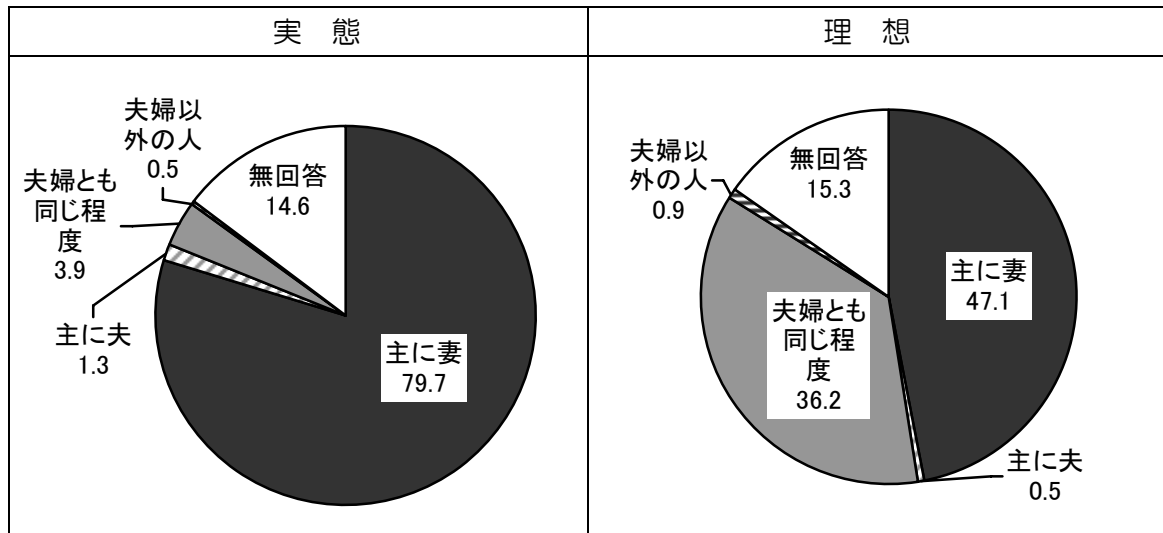
3. 家庭生活と社会生活の調和の促進

- (1)家庭生活と社会生活の両立支援
- (2)家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進
- (3)男性の家庭・地域での活動の支援

あなたの家庭では、「食事のしたく、あとかたづけ」、「掃除、洗濯」は主にどなたがしていますか

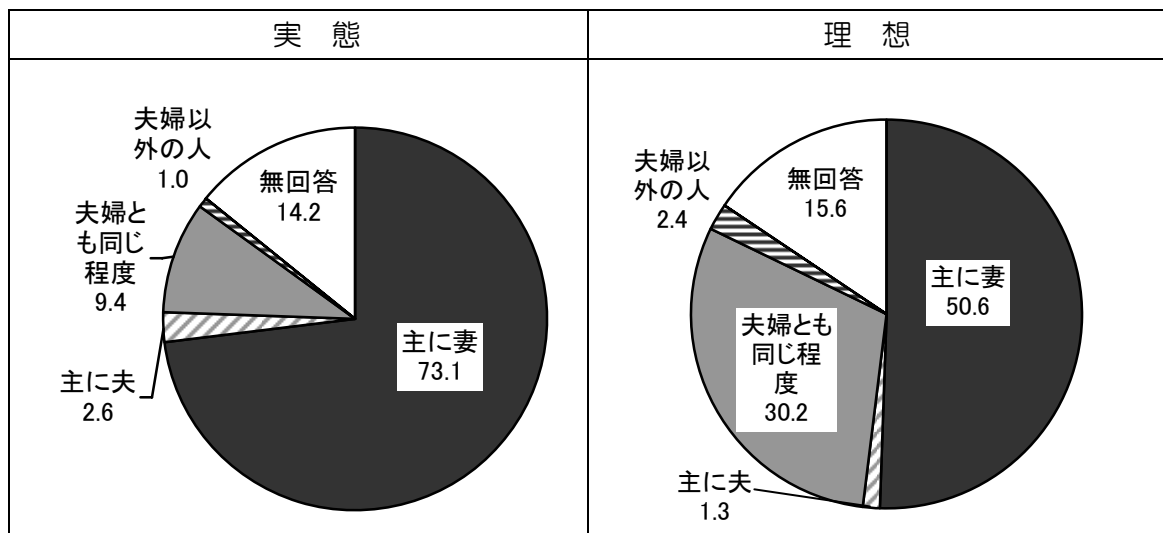
—女性—

SA n=492 (%)



—男性—

SA n=331 (%)



※主に妻=ほとんど妻+どちらかといえば妻 / ※主に夫=ほとんど夫+どちらかといえば夫

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成19年度）

3. 家庭生活と社会生活の調和の促進

(1)家庭生活と社会生活の両立支援

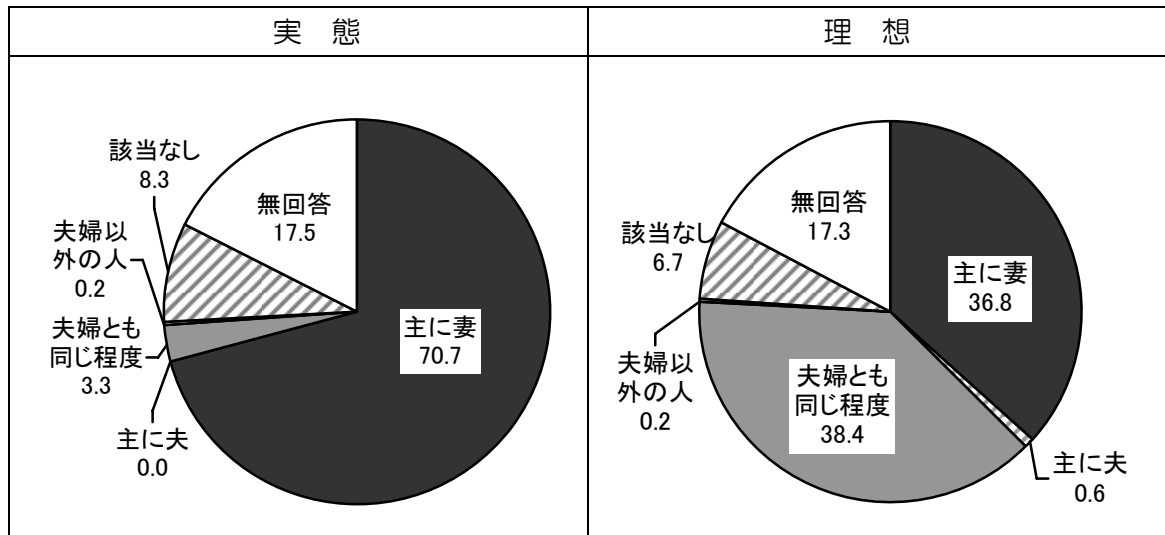
(2)家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進

(3)男性の家庭・地域での活動の支援

あなたの家庭では、「乳幼児・幼児の世話」は主にどなたがしていますか

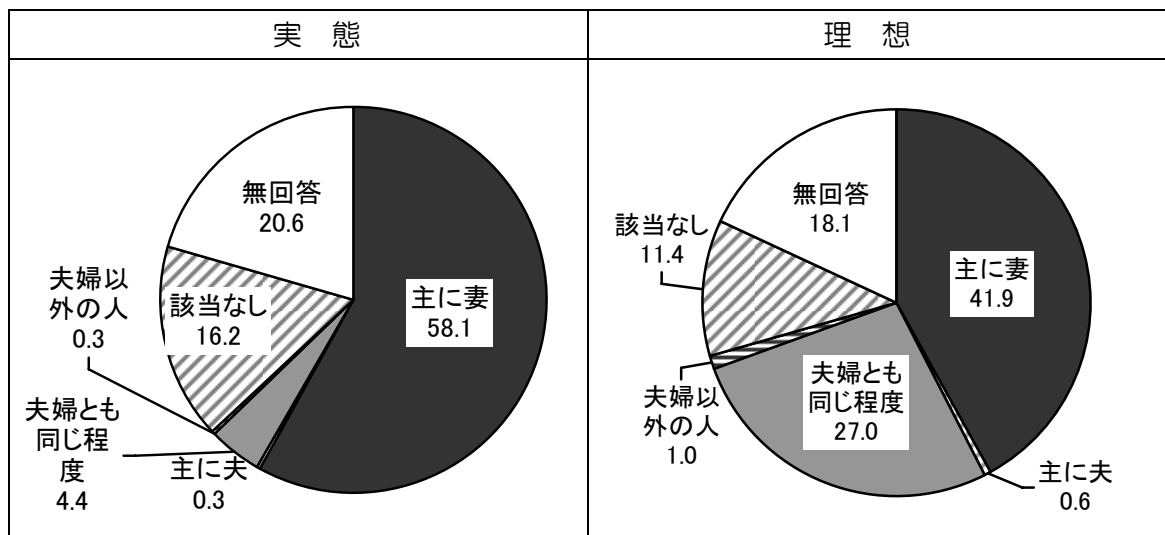
—女性—

SA n=492 (%)



—男性—

SA n=331 (%)



※主に妻=ほとんど妻+どちらかといえば妻 / ※主に夫=ほとんど夫+どちらかといえば夫

■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成19年度）

3. 家庭生活と社会生活の調和の促進
(1)家庭生活と社会生活の両立支援
(2)家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進
(3)男性の家庭・地域での活動の支援

## ❁ 指標と目標値

No	成果指標	基準値	目標値・目標状態 (平成25年)
a	保育所(※)入所待機児童数	21人 H19年度末現在	0人
b	家庭生活のための時間が取れていると感じている人の割合		女性:88.0% 男性:80.0% 調査ごとに増加する
c	市職員の性別育児休業等取得率	女性100.0% (取得7人/対象7人) 男性25.0% (取得3人/対象12人) H19年度	取得率 女性:90.0% 男性:55.0%
d	市職員の性別介護休暇取得状況	女性:0人 男性:0人 H19年度	女性、男性ともに取得を希望する人が取得できる
e	均等・両立推進企業表彰、千葉県男女共同参画推進事業所表彰の受賞企業数	0件 H19年度	1件以上推薦する
f	家事諸項目(食事・掃除洗濯)の担当者が「夫婦とも同じ程度」と回答した人の割合	女性:3.9% 男性:9.4% H19年度男女共同参画 市民意識調査 (2項目平均)	女性:4.0% 男性:10.0% 調査ごとに増加する

※公立及び市内認可保育園

### 3. 家庭生活と社会生活の調和の促進

(1)家庭生活と社会生活の両立支援

(2)家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進

(3)男性の家庭・地域での活動の支援

## 施策の方向 (1) 家庭生活と社会生活の両立支援

家庭生活と社会生活の両立・調和がはかられるためには、家族間の協力とともに、子育て・介看護等について必要なサービス・支援が活用できることが重要です。家庭生活と社会生活の両立を支援する多様で質の高いサービス体制を整えていきます。

### 基本的施策 ①子育て・介看護等と社会での活動の両立支援の取り組み

子育て・介看護等家庭責任を担う男女が、家庭生活と社会での活動の両立を図れるよう、子育て・介看護等のサービス・支援体制を整えます。

また、地域に市民どうしの協働や、行政と市民の協働による多様な支援活動が生み出され、育っていくよう配慮します。

### 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
54	保育所の充実	多様で質の良い保育サービスの確保に努め、待機児童の減少推進など、子育て期の男女の社会生活を支援します。また、入所に関する情報提供の充実に努めます。	児童家庭課	関連事業
55	男女が参加できる地域開放の充実	保育所の所庭開放やあそびの広場等について、実施内容の充実に努めます。	児童家庭課	関連事業
56	時間外保育の充実	保育所における時間外保育を実施します。	児童家庭課	関連事業

※次ページへ続く

3. 家庭生活と社会生活の調和の促進

- (1)家庭生活と社会生活の両立支援
- (2)家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進
- (3)男性の家庭・地域での活動の支援

✿ 基本的施策 ①子育て・介護等と社会での活動の両立支援の取り組み

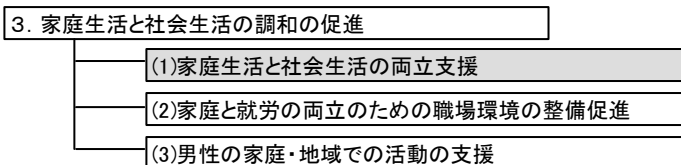
✿ 具体的事業【続き】

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
57	一時保育の充実	保育園での一時保育を実施します。	児童家庭課	関連事業
58	病後児保育の充実	病気「回復期」の乳幼児を対象に、家庭での保育、集団保育が困難な場合の一時保育を実施します。	児童家庭課	関連事業
59	ファミリー・サポート・センター(※)事業の充実	相互援助や組織の活用を行い、サービスメニューの拡大等や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実に努めます。	児童家庭課	関連事業
60	乳幼児の医療費助成の充実	安心して子育てができる環境づくりとして、乳幼児の医療費助成の充実に努めます。	健康増進課	関連事業
61	地域で支える子育ての機運の充実	地域ぐるみの子育て支援体制を確立するため、子育てネットワークの充実に図り、関係機関との連携を強化します。	児童家庭課	関連事業
62	学童保育・こどもルームの充実	働く親が安心できるよう、学童保育の機能充実に努めます。	児童家庭課	関連事業

※次ページへ続く

※ファミリー・サポート・センター

四街道市ファミリー・サポート・センターとは、「子育ての手助けをしてほしい」「子育てのお手伝いをしたい」という人たちが会員となって、子育てがたいへんな時に地域で支援し合うサポートシステムです。「保育園・幼稚園までの送迎」「保護者の病気や急用等の場合の子どもの預かり」等の支援を行っています。




✿ 基本的施策 ①子育て・介看護等と社会での活動の両立支援の取り組み

✿ 具体的事業【続き】

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
63	子育て支援センターの充実	子育てに関する情報の提供を行い、安心して子育てができるよう、個々の家庭に応じた支援を行います。	児童家庭課	関連事業
64	幼稚園における預かり保育の支援	幼稚園において、保育開始時間前及び時間終了後に行う預かり保育の充実を図るための支援に努めます。	学校教育課	関連事業
65	ひとり親家庭への支援及び情報提供、相談事業の充実	ひとり親家庭に対し、医療費助成、各種祝金などの経済的支援を行うとともに母子自立支援員等と連携を図り、ひとり親家庭への情報提供や相談支援体制の充実に努めます。	児童家庭課	関連事業
66	公共施設における男女が使用可能なベビーベッド等の設置検討	市所有の施設において、男女が使用可能なベビーベッド等の設置に向けて検討を行います。	管財契約課	主目的事業
67	介護保険制度の内容理解に向けた啓発	介護保険制度の周知を図るため、広報掲載、パンフレット配布などの啓発を行います。	高齢者支援課	関連事業
68	介護に関する支援体制の充実	介護についての相談に対応し、必要な情報提供を随時行います。	高齢者支援課	関連事業
69	市民へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発	講座の開催等、関係部署との連携により、市民への意識啓発に取り組めます。	政策推進課	主目的事業


3. 家庭生活と社会生活の調和の促進

- (1)家庭生活と社会生活の両立支援
- (2)家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進
- (3)男性の家庭・地域での活動の支援


 施策の方向 (2) 家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進

働く人一人ひとりが、個々の事情に応じて仕事と家庭や地域での生活を両立できるようにすることは、人権尊重の観点からはもちろん、高い意欲と能力の発揮を可能にするなど、事業所の活動にとっても大きな意味があります。

事業所の両立支援の取り組みが促進されるよう働きかけを行います。

 基本的施策 ①家庭と就労の両立調和に関する事業所への働きかけ

市役所をはじめとする市内事業所に対し、男女がともに家庭と就労の両立ができる環境づくりに向け、理解を求めていくとともに、育児・介護休業制度の普及、啓発を行います。

 具体的事業


No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
70	事業所への家庭と就労の両立の普及・啓発	関係部署との連携により、事業所への意識啓発に取り組みます。	産業振興課	主目的事業
71	男女共同参画表彰制度の周知	厚生労働省の均等・両立推進企業表彰及び千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度を周知し、よりよい取り組みができるよう促進します。	産業振興課 政策推進課	主目的事業
72	事業所への育児・介護休業制度の普及・啓発	リーフレット等の配布により啓発を行います。	産業振興課	関連事業
73	市職員への家庭と就労の両立の普及・啓発	市職員への啓発を図り、働きやすい環境づくりに取り組みます。	行政管理課 政策推進課	主目的事業
74	市職員への育児・介護休業制度活用の普及・啓発	育児・介護休業制度が男女職員ともに偏りなく活用できるよう周知するとともにその定着を推進します。	行政管理課	主目的事業

3. 家庭生活と社会生活の調和の促進

(1)家庭生活と社会生活の両立支援


(2)家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進

(3)男性の家庭・地域での活動の支援


 施策の方向 (3) 男性の家庭・地域での活動の支援

性別役割分担の慣習のもと、これまで男性は家庭や地域での生活に、十分な活動機会・能力開発機会が得られにくい現実がありました。

男性が家庭生活や地域での活動により関わっていただけるよう支援を行います。

 基本的施策 ①男性への生活技術・子育て・介護等に関する相談・学習機会・情報の提供等

男性が今まで関わることの少なかった家事・子育て・介護を中心に学習機会を提供し、知識と技術の習得と交流を支援します。

 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
75	男性の家庭参画を促す講座等の実施	男性が家庭や地域に係わっていくことを支援する講座等を開催します。	公民館	主目的事業
76	ぷれママルーム、パパママスクールの開催	これから親になる男女が学習する講座等を開催します。	健康増進課	関連事業
77	育児・子育て講座等の開催	子育て中の男女が学習する講座等を開催します。	公民館	関連事業
78	介護講座等の開催	介護についての基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座等を開催します。	高齢者支援課	関連事業
79	子育て支援センターでの男性の参加促進	平日利用できないことの多い男性も利用しやすい運営を推進します。	児童家庭課	関連事業



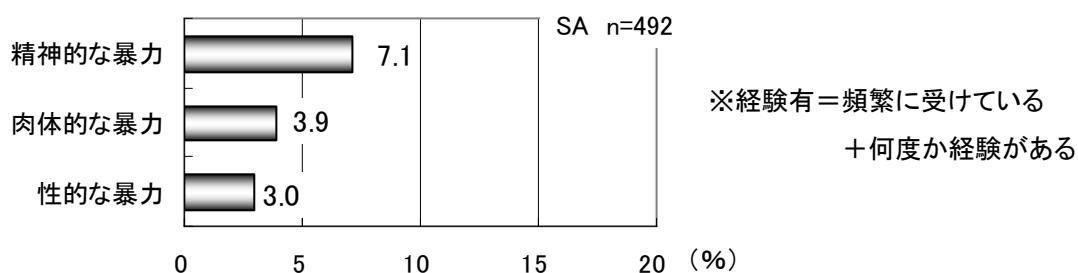
## 課題 4. 人権が守られる社会の形成

ドメスティック・バイオレンス（※1：35 ページ参照）やセクシュアル・ハラスメント（※2：35 ページ参照）等の暴力は、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる不当な行為であり、犯罪的行為でもあります。また、被害者の多くが女性であるという点で、男女共同参画社会の形成の面からも根絶されなければならない課題です。

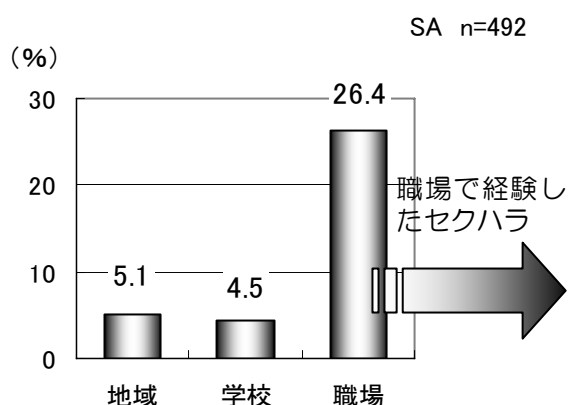
暴力を許さない環境づくりと、万一発生した場合の、保護をはじめとする被害者の支援を進めます。

また、人権尊重の観点から性差に配慮した健康の確保と福祉の増進について取り組んでいきます。

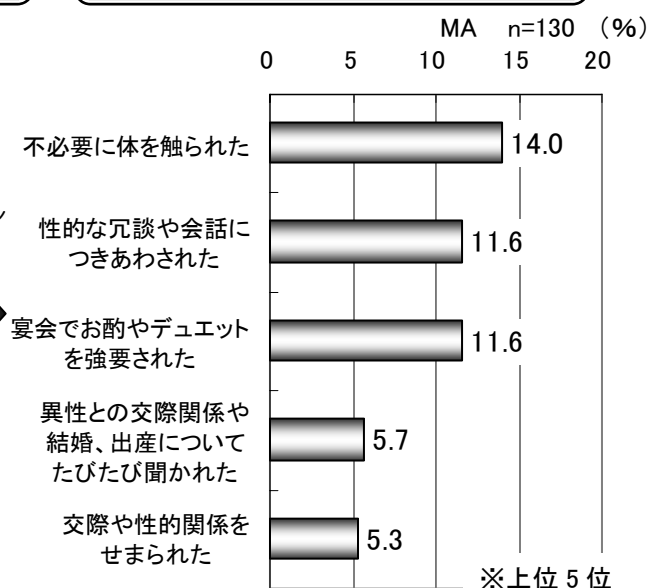
### ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験の有無



### セクシュアル・ハラスメントの経験の有無



### セクシュアル・ハラスメントの内容



■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成 19 年度）

#### 4. 人権が守られる社会の形成

(1)女性に被害が多い暴力の防止と被害者支援のための  
相談・学習機会・情報の提供等

(2)男女共同参画の視点に立った健康の確保と福祉の増進

### ☀ 指標と目標値

No	成果指標	基準値	目標値・目標状態 (平成25年)
a	DVの被害経験(精神的、肉体的、性的)があると回答した女性の割合	精神的暴力:7.1% 肉体的暴力:3.9% 性的暴力:3.0% H19年度男女共同参画 市民意識調査	調査ごとに減少する
b	セクシュアル・ハラスメントの被害経験(職場、学校、地域)があると回答した女性の割合	職場で:26.4% 学校で:4.5% 地域で:5.1% H19年度男女共同参画 市民意識調査	調査ごとに減少する

#### ※1 ドメスティック・バイオレンス(DV(Domestic Violence))(=配偶者からの暴力)

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、直訳すると「domestic=家庭内の」「violence=暴力」となり、夫から妻、母から子、子から親、兄弟間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができます。実際日本においても、人によって微妙に捉え方が異なっています。

しかし、最近では「夫やパートナーなど、親密な間柄にある、又はあった男性から女性に対してふるわれる暴力」という捉え方が一般的になってきており、国内では主にその立場からDVという言葉を使っています。

DVは、今までは家庭の中のこととして軽視され、放置されてきました。

しかし、被害者は、身体にも心にも大きな傷を負います。ただの「夫婦ゲンカ」では片付けられない、大変身近な問題です。

(千葉県総合企画部男女共同参画課ホームページより抜粋)

#### ※2 セクシュアル・ハラスメント(=性的嫌がらせ)

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

(千葉県男女共同参画計画(第2次)より抜粋)

#### 4. 人権が守られる社会の形成

(1)女性に被害が多い暴力の防止と被害者支援のための  
相談・学習機会・情報の提供等

(2)男女共同参画の視点に立った健康の確保と福祉の増進

### 施策の方向 (1) 女性に被害が多い暴力の防止と被害者支援のための相談・学習機会・情報の提供等

男女間の暴力や性的暴力の被害者のほとんどは女性です。それらの暴力の多くが、男女間の社会的不平等を背景に、相手を対等な存在と考えないことと関係していると考えられています。これらのことは、被害者から誇りや生きていく自信を奪い、従属的な状況に追い込む重大な人権侵害であり、犯罪的行為でもあります。

こうした暴力被害を防ぐための取り組みとともに、被害者の相談や支援体制の充実を図ります。

### 基本的施策 ①ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者支援のための相談の充実

ドメスティック・バイオレンス等を防止するための、学習機会や情報を提供するとともに、被害者の相談や支援体制の充実を図ります。

#### 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
80	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会の開催	関係機関との連携や相談体制等の機能充実について研究を行います。	政策推進課 児童家庭課	主目的事業
81	緊急保護を求めるDV被害者等への支援	関係機関との連携を図り、被害者に適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。	政策推進課 児童家庭課	主目的事業
82	民生・児童委員に対する研修の推進	地域に密着した活動を行っている民生・児童委員を対象とする人権・DV等に関する研修を推進します。	社会福祉課	関連事業

※次ページへ続く

4. 人権が守られる社会の形成

(1)女性に被害が多い暴力の防止と被害者支援のための  
相談・学習機会・情報の提供等

(2)男女共同参画の視点に立った健康の確保と福祉の増進

✿ 基本的施策 ①ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者支援のための相談の充実

✿ 具体的事業【続き】

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
83	DV等に関する相談窓口の周知	県の配偶者暴力相談支援センター等について、チラシ等の配布や広報、ホームページ等の掲載により周知を行います。	政策推進課	主目的事業
84	児童虐待・DV防止に関する広報・啓発	ポスターやパンフレットの配布のほか、子育て支援相談等により、児童虐待及びDV防止の啓発を行います。	政策推進課 児童家庭課	主目的事業
85	DV等を誘発する有害情報等の排除の実施	市内の巡回活動において、性の商品化や暴力、DVを容認するような有害ビラや看板等の監視を行い、必要に応じて撤去等の指導を行います。	青少年育成センター	関連事業

4. 人権が守られる社会の形成

(1)女性に被害が多い暴力の防止と被害者支援のための  
相談・学習機会・情報の提供等

(2)男女共同参画の視点に立った健康の確保と福祉の増進

✿ 基本的施策 ②セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者支援のための  
相談の充実

セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて市民に学習機会や情報を提供するとともに、市職員の研修と、市役所における相談・対応体制の充実に取り組めます。

✿ 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
86	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の推進	セクシュアル・ハラスメント防止のためのポスター、パンフレットの配布の他、相談窓口の周知を行います。	政策推進課	主目的事業
87	セクシュアル・ハラスメントに係る市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた市職員への研修を実施します。	行政管理課	主目的事業
88	セクシュアル・ハラスメントに係る市職員からの相談の実施	市職員からのセクシャル・ハラスメント相談に対応します。	行政管理課	主目的事業

#### 4. 人権が守られる社会の形成

(1)女性に被害が多い暴力の防止と被害者支援のための  
相談・学習機会・情報の提供等

(2)男女共同参画の視点に立った健康の確保と福祉の増進

## ✿ 施策の方向 (2) 男女共同参画の視点に立った健康の確保と福祉の増進

男女がいきいきと社会で活躍していくためには心身ともに健康でなければなりません。健康の確保と福祉の増進にあたっては、身体のしくみの違いによる性差に配慮した取り組みが求められています。

このことから、性差に配慮した心と体の健康づくりに取り組むとともに、情報提供を進めます。

### ✿ 基本的施策 ①性差に配慮した健康の維持増進の取り組み

性差医療（※）について情報の収集と提供を行うとともに、性差に配慮した検診や心身の相談業務を進めていきます。

#### ✿ 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
89	健康教育、健康相談の充実	健康教育、健康相談の実施において、性差に配慮するとともに、年代や個々に応じたきめ細かな相談の対応に努めます。	健康増進課	関連事業
90	健診に対する情報提供及び受けやすい健診体制の整備	妊婦・乳幼児健診、成人の健康診査の事業の充実、整備に努めます。	健康増進課	関連事業
91	妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実	母子健康手帳交付、子育て電話相談、健康診査、家庭訪問等を実施し、安心して妊娠・出産・育児に関する相談ができる体制を整備します。	健康増進課	関連事業

※次ページへ続く

#### ※性差医療


女性と男性では身体のしくみの違いから、発生しやすい病気や薬の効き方が異なる場合があります。このような女性と男性で異なる身体のしくみに考慮して行う医療のことを性差医療といいます。

4. 人権が守られる社会の形成


(1)女性に被害が多い暴力の防止と被害者支援のための  
相談・学習機会・情報の提供等

(2)男女共同参画の視点に立った健康の確保と福祉の増進


 基本的施策 ①性差に配慮した健康の維持増進の取り組み

 具体的事業【続き】

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
92	喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発	健康への影響について、男女ともに正しい知識を身につけてもらうとともに、母体への影響について啓発活動を行います。学校においては、教員への研修を実施し、児童生徒への適切な指導を行います。	健康増進課 スポーツ振興課	関連事業
93	性差医療に関する情報の収集・提供	性差医療、相談等に関する情報の収集と提供を行います。	健康増進課	関連事業
94	心の健康づくりの推進	性差、年代など個々に応じたストレスや心の不安等を解消するため、情報提供や相談の場の確保に努めます。	健康増進課 学校教育課	関連事業

 基本的施策 ②性に配慮した高齢者・障害者福祉

高齢者や障害者が福祉サービスを利用する際、ひとりの女性、ひとりの男性として個人の意思を大切にし、それぞれの性が尊重され、その要求が十分に反映されるよう配慮します。

 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
95	同性介助の調査、研究	性差に配慮した同性介助の実態やその必要性について調査・研究を行います。	社会福祉課 高齢者支援課 障害者支援課	関連事業



## 課題 5. 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけでなく、市民や団体・事業所等の理解と協力を得て、計画を効果的に進めていく必要があります。

そのため、市の男女共同参画行政に市民の見識を反映させるために設置されている男女共同参画推進協議会と市の協働をより充実させるとともに、男女共同参画推進計画を着実に推進し、その成果を上げるため、計画の進捗状況の把握や事業評価等の進行管理を行います。

また課題の解決や施策の実施にあたっては、国・県・他市町村との連携を図るとともに、市民との協働による取り組みを進めます。

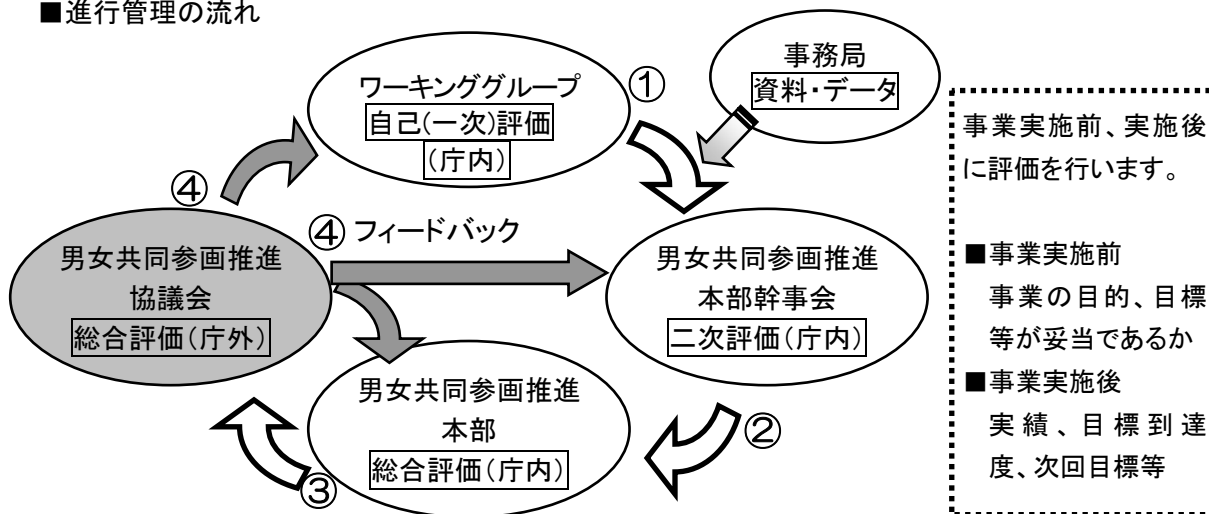
### 指標と目標値

No	成果指標	基準値	目標値・目標状態 (平成 25 年)
a	男女共同参画推進協議会の開催回数		複数回開催し推進計画等に関する状況を把握する
b	男女共同参画推進計画の進行状況についての公表の実施	0回 H20年度まで未実施	年1回公表する

#### ■事業進行の管理体制

1	庁外組織	男女共同参画推進協議会
2	庁内組織:責任者	男女共同参画推進本部(副市長・部長)
3	庁内組織:実働	男女共同参画推進本部幹事会
4	ワーキンググループ	事務局 / 事業担当各課


#### ■進行管理の流れ






5. 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

- (1) 施策の推進体制の強化
- (2) 計画の成果を上げる進行管理
- (3) 国・県・他市町村との連携
- (4) 市民との協働


 施策の方向 (1) 施策の推進体制の強化

男女共同参画社会の形成に向けて、施策を総合的にかつ効果的に進めるための推進体制を強化します。

また、施策の企画及び推進について、男女共同参画推進協議会との協働の充実を図ります。

 基本的施策 ① 庁内における男女共同参画推進機能の強化

庁内組織である男女共同参画推進本部の機能強化を図り、関係部局が連携し組織的に事業に取り組んでいきます。

 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
96	男女共同参画推進本部の充実	幹事会を含め検討内容等の充実に努め、男女共同参画推進本部の機能強化を図ります。	政策推進課	主目的事業
97	男女共同参画推進本部会等での研修等の実施	幹事会を含め、男女共同参画に関する研修機会を設け、構成職員の資質向上を図ります。	政策推進課	主目的事業
98	専任組織の設置	男女共同参画を総合的に推進するための専任組織の設置を検討します。	行政管理課 政策推進課	主目的事業


5. 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

(1) 施策の推進体制の強化


(2) 計画の成果を上げる進行管理

(3) 国・県・他市町村との連携

(4) 市民との協働

 基本的施策 ②男女共同参画推進協議会との協働の強化

男女共同参画に関する施策の企画及び推進について、進行管理への関与等をも含め、男女共同参画推進協議会（※）の活動をより進めます。

 具体的事業


No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
99	男女共同参画推進協議会の充実	男女共同参画推進協議会の開催日時に配慮し、出席しやすくするとともに開催回数を増やす等、運営の充実に努めます。	政策推進課	主目的事業
100	男女共同参画推進協議会での情報交流の実施	男女共同参画に関する研修機会を設け、委員の情報交流を図ります。	政策推進課	主目的事業

※四街道市男女共同参画推進協議会

男女共同参画施策の積極的な推進を図るとともに、広く意見を求めるために四街道市で設置した機関です。学識経験者、関係団体の代表、市民代表、関係行政機関の職員等の委員から構成されます。


5. 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

(1) 施策の推進体制の強化
(2) 計画の成果を上げる進行管理
(3) 国・県・他市町村との連携
(4) 市民との協働


 施策の方向 (2) 計画の成果を上げる進行管理

男女共同参画推進計画を着実に進め、成果を上げていくため、計画の進捗状況の的確な把握や事業に対する定期的な評価等を行っていきます。

また、市民や市職員の意識について定期的に調査を実施し意識の推移についての把握と確認を行ないながら目標の達成を目指していきます。

 基本的施策 ①男女共同参画推進計画の成果を上げる進行管理の実施

計画の進行管理手法に従い、計画が目標達成に向かって効果があがるよう着実に進められているかどうかを把握しながら、計画を実施します。また、定期的な市民意識の把握に努めます。

 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
101	男女共同参画推進計画の進行管理の実施	男女共同参画推進計画の計画事業について、進捗調査を実施し、適正な進行管理に努めます。	政策推進課	主目的事業
102	男女共同参画推進計画における計画事業の事業評価の構築	計画事業の事業評価手法を構築し、計画の進行管理に際し、事業評価を行います。	政策推進課	主目的事業
103	市民意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に市民意識調査を実施します。	政策推進課	主目的事業
104	市職員の意識調査の実施	市職員の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に市職員意識調査を実施します。	政策推進課	主目的事業
105	事業所意識調査の実施の検討	事業所の男女共同参画に関する意識の実態を調査するための意識調査の実施に向けた検討を行います。	政策推進課	主目的事業
106	市民への男女共同参画推進計画の進行状況の公表	男女共同参画推進計画の進行状況等の公表に努めます。	政策推進課	主目的事業


5. 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

(1) 施策の推進体制の強化

(2) 計画の成果を上げる進行管理


(3) 国・県・他市町村との連携

(4) 市民との協働


 施策の方向 (3) 国・県・他市町村との連携

男女共同参画社会を形成していくためには、様々な課題の解決が必要であり、市だけの取り組みでは円滑に進められない場合があります。

国・県への働きかけや相談、他市町村との連携など、協力し合いながら問題解決に向けて進めていきます。

 基本的施策 ①男女共同参画社会の形成のための国・県・他市町村との連携強化


国・県との連携を密にし、市だけでの取り組みでは円滑に進められない課題の解決に取り組むとともに、他市町村と情報交換等を行いながら、効果的な施策を展開していきます。

 具体的事業


No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
107	国・県との連携	国・県との連携を密にし、協力して課題解決に取り組みます。	政策推進課	主目的事業
108	国・県への働きかけ	国・県に対し、施策の推進について要望活動を行います。	政策推進課	主目的事業
109	他市町村との連携	ちば男女共同参画行政担当者連絡会議等において、他市町村との連絡を密にし、施策の推進に取り組みます。	政策推進課	主目的事業

5. 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化


- (1) 施策の推進体制の強化
- (2) 計画の成果を上げる進行管理
- (3) 国・県・他市町村との連携
- (4) 市民との協働

 施策の方向 (4) 市民との協働

男女共同参画社会を形成していくためには、行政だけでなく、市民一人ひとりをはじめ各団体や事業所等、まちづくりに携わる人々との協働による取り組みが必要です。市民等との協働による事業を推進していきます。

 基本的施策 ①男女共同参画社会の形成のための市民との協働活動の推進

男女共同参画推進事業に、市民の意見をより広く取り入れるとともに、フォーラム等の開催や情報紙の発行等を市民協働により行っていきます。

 具体的事業

No	事業名	取り組み内容	担当課	区分
110	男女共同参画推進計画に関する市民意見の導入の推進	男女共同参画推進計画に市民の意見を幅広く取り入れるため、パブリックコメントを充実します。	政策推進課	主目的事業
111	市民参加による男女共同参画推進の拡充	男女共同参画推進協議会、男女共同参画フォーラム実行委員会等について一層の市民公募、市民参加を推進します。	政策推進課	主目的事業

第 2 次四街道市男女共同参画推進計画

平成 21 年 3 月 発行

四街道市 経営企画部 政策推進課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

TEL 043-421-6161

FAX 043-424-8920

Eメール [seisaku@city.yotsukaido.chiba.jp](mailto:seisaku@city.yotsukaido.chiba.jp)

ホームページ <http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>